明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働六八）　一
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（同六九）　三六
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（同七〇）　四〇
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱの一部を改正する件（同七一）　三三
○複数手術に係る費用の特例を定める件（同七二）　二五

告示

○厚生労働省告示第六十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号。以下「指定病院算定方法」という。）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年二月二十八日以前に診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第四十三号）による改正前の診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院し、この告示による改正前の指定病院算定方法別表（以下「旧別表」という。）により費用を算定した者であって、同年四月一日以降引き続きこの告示による改正後の指定病院算定方法別表（以下「新別表」という。）により費用を算定するものについて、同年三月三十日以前における療養に適用した旧別表20の診断群分類点数表に掲げる区分（以下「診断群分類区分」という。）と同月三十一日における療養に適用する診断群分類区分とが異なる場合には、同年二月までに療養に要する費用の額として算定した額と同月までの療養について同年三月三十一日における療養に適用する診断群分類区分により算定した額との差額を、同月分の費用の額を算定する際の旧別表に規定する点数において調整し、当該者について新別表16の規定を適用する場合においては、新別表16中「退院の日等の属する月の前月」とあるのは「平成三十年四月から退院の日等の属する月の前月」と、「同月」とあるのは「平成三十年四月から退院の日等の属する月の前月」と読み替えるものとし、入院期間の起算日は入院の日とする。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

本則を次のように改める。

1　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であって、別表19の診断群分類点数表に掲げる区分（以下「診断群分類区分」という。）に該当するもの（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養及び同項第五号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養及び同項第五号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、別表により算定するものとする。

一　当該病院に入院した後二十四時間以内に死亡した患者又は生後一週間以内に死亡した新生児

二　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条各号に規定する評価療養又は第一条の二に規定する患者申出療養を受ける患者

三　臓器の移植術を受ける患者であって、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）のうち次に掲げる区分番号の点数を算定するもの

イ　K014　皮膚移植術（生体・培養）
ロ　K014－2　皮膚移植術（死体）
ハ　K514－4　同種死体肺移植術
ニ　K514－6　生体部分肺移植術
ホ　K605－2　同種心移植術
ヘ　K605－4　同種心肺移植術
ト　K697－5　生体部分肝移植術